

仕様書

セミナー等動画の撮影及び配信業務

1. 概要

受託者は公益財団法人日本台湾交流協会（以下、「協会」という。）が開催するセミナー等の動画撮影と、協会指定の動画配信サービス（YouTube 等）を利用したストリーミング配信（ライブ配信、オンデマンド配信）を行う。

また、必要に応じウェビナーツールを組み合わせた配信対応を行う。ウェビナーツールは Microsoft Teams 等を想定している。

2. 業務の内容

神戸市内、鹿児島市内、浜松市内で開催するセミナーにおいて以下の現地業務を行う。

- (1) 事前準備（協会の主催部署との打ち合わせ含む）
- (2) 撮影・配信作業
- (3) 撤収作業
- (4) 記録物の納品

配信に際しては、音声ハウリング等のトラブルが起きないように設定すること。

また、ウェビナーツール内に様々なソースのインプットを可能とし、要望に合わせたソースをウェビナーツールにて配信すること。

加えて、リモートで参加する登壇者、視聴者と会場参加者とがタイムラグなく安定して接続できること。

3. 契約期間

契約締結日から2023年3月31日まで

4. 想定する会場及び回数（想定のため保証するものではない）

神戸市内、鹿児島市内、浜松市内 3回

5. 受託者の要件

- (1) 顧客からの依頼に基づく撮影配信（ライブ配信・オンデマンド配信）の実績があること。具体的には、過去2年間でセミナー等を24回以上配信した実績があること（うち、3回以上の同時通訳配信実績及び200人を超える規模のセミナー・講演会等の配信実績があることが望ましい）。
- (2) Microsoft Teams 等を利用したウェビナーの経験があり、資料共有、スポットライトの設定・切り替え、講師・パネリスト・聴衆の画面切り替えの経験を有すること。

- (3) 協会からの依頼・照会に対して、迅速かつ臨機応変な対応が可能なこと。
基本的には受託者の対応窓口は休日・祝日を除く平日9：30から18：00とし、協会からの問合せや作業依頼に対応が可能なこと。
また、受託者は協会からの照会に対し、緊急時を除き2営業日以内に回答し、必要に応じて協会本部又は協会の指定する場所で打ち合わせ等を実施すること。
- (4) 必要な人員および機材・資材・ソフトウェア等は、受託者の責任において揃え、安定的に配信できる体制を整えること。具体的には、以下の要件を満たすこと。

①人員

以下の各業務につき、それぞれ十分な経験を有するものが業務にあたること。

i) 全体統括・調整：

セミナーやセミナーなどの映像配信を行うためのプランニング経験を十分に有し、本業務に関わる撮影、音響、配信等に関わる知識を豊富に備えていること。

ii) 配信業務（ソフトウェア面）：

テスト配信及び本番の配信を行うために必要なソフトウェアやシステム等の設定・運用に関わる知識を十分に備え、設定・運用するためのスキル及び経験を十分に有すること。

iii) 配信業務（ハードウェア面）：

テスト配信及び本番の配信を行うために必要な撮影機器、音響機器、映像機器等のハードウェアの設定・運用に関わる知識を十分に備え、設定・運用するためのスキル及び経験を十分に有すること。

※上記業務にあたる専属の人員を2人以上配置し、作業ミスが発生しないようダブルチェック等の点検が可能なる状態にすること。

※撮影・配信業務に於いては人員過不足等によりセミナーやセミナーの運営業務に支障をきたさないよう配慮すること。

②機材・資材・ソフトウェア等

基本装備として、1セミナーあたり以下を揃えること。

- ・配信用エンコーダー 一式
- ・配信用(シームレス)スイッチャー式
- ・撮影用カメラ (業務用)
- ・三脚
- ・ケーブル類 一式
- ・配信用パソコン
- ・配信にかかるソフトウェア 一式
- ・確認用パソコン

- ・オーディオミキサー・音響マイクなど 一式
- ・映像用分配器
- ・音源用分配器
- ・バックアップ用のWiFi（ポケットWiFi等）
- ・その他、撮影・配信に必要な機材・資材 一式

※会場の音響設備が使用できる場合は、会場の音響設備を使用することも可とする。

6. 映像及び音声データの納品

配信した動画は、協会指示のもと、オンデマンド配信用に編集のうえmp4ファイルにてセミナー当日から5営業日以内（ただし2023年3月分は2023年3月31日まで）に協会に納品すること。

7. 請求・支払いについて

- (1) 明細書による単価契約とし、1回実施ごとに精算を行う。
案件ごとに必要な業務の項目及び数量を協会が指定し、明細書に記載の項目及び単価に従って精算する。
- (2) 受託者は各発注業務が完了する毎に、セミナー当日から5営業日以内（ただし2023年3月分は2023年3月31日まで）に「業務完了報告書」（書式は任意）を提出すること。協会は内容を検査・検収した後、請求書受領後40日以内に経費を支払う。

8. 動画撮影・配信時におけるトラブル対応について

- (1) 万一、業務中に配信停止等の重大なトラブルが発生した場合は、受託者は受託者側の帰責性の有無にかかわらず、その時点での問題点及び影響度を直ちに協会へ連絡し、迅速に復旧作業を行うこと。また、3営業日以内に発生した問題点の原因を分析した詳細結果を協会に報告すること。
- (2) 受託者側の帰責性により、当該業務において映像及び音声の一部が配信できず、視聴者が求めていた情報を得ることができなかった場合等、本業務の目的を達成できなかった場合には、受託者は撮影業務に係る費用を協会に請求しないこと。
- (3) その他協会が緊急的に依頼・照会した事項については、迅速かつ臨機応変に対応すること。

9. 業務遂行上の留意点

- (1) 本業務を実施に際しては、協会側担当者との事前打ち合わせ時、リハーサル時、セミナー等実施時において、受託者側要員は同一であることが望ましい。要員が

同一でない場合には、協会に報告の上、受託者内において十分な説明、情報共有、引継ぎを行うこと。

- (2) 各種作業の実施にあたっては、協会と事前に協議し、担当者の指示に従い、確認を受けること。各種作業の実施および会場設備や備品の使用については、直接会場の担当者と協議すること。
- (3) 本業務における受託者の作業は、協会及び関連事業者との連携が必要となる。本調達における作業について関連事業者との調整等が必要になった場合は、本調達の範囲で受託者の責任及び費用にて実施すること。
- (4) 協会や現地の保有機材・資材は都度相談・確認の上、それらに合わせた必要機材・資材を用意すること。
- (5) 配信プラットフォームやウェビナーツールは、協会保有のものを使うこと。
- (6) ライブ配信では、YouTube 等の配信プラットフォームに、動画データを適切な形式で送信できること。
- (7) ライブ配信に使うインターネット回線は、会場のものを使用することを前提とする。
- (8) 機材・資材、インターネット回線等現地での事前調査（下見）をおこなう必要がある場合、協会と受託者が協議をおこなうものとする。
- (9) 本業務の実施において想定されるトラブル・障害等について、対処法と予防策を予め講じること。万一トラブル・障害等が発生した場合は迅速に復旧を行い、視聴者に極力不便をかけないこと。なお、協会がリハーサル・デモを依頼しない場合でも、同業務が必要と受託者が判断する場合には、その旨協会に速やかに連絡のうえ、かかる事前準備を着実に実施すること。
- (10) 移動及び機材・資材の輸送費は、協議のうえ実費精算とする。
- (11) 万一、他業務と実施日時等が重なった場合でも、本業務の遂行に支障がないよう対応するものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協会と受託者が協議して定めるものとする。

10. 発注の解除と支払義務

発注後であっても、発注日から開催日の5営業日前までは、セミナー等の開催状況に鑑み、やむを得ず中止のうえ当該発注を解除することができる。

この場合、受託者が当該発注の一部を既に履行しているときであっても、協会は発注金額その他の金員の支払義務を負わないものとする。開催日前日から4営業日前までも、やむを得ず中止のうえ当該発注を解除することができる。

但し、この場合、受託者が当該発注の一部を既に履行しているときは、発注金額を上限として協会が妥当と判断する金額を支払うものとする。なお、営業日とは協会の営業

日をいう。

	発注日～ 5 営業日前	4 営業日前	3 営業日前	2 営業日前	1 営業日前	開催 当日
支払義務	なし	協会が妥当と判断する金額				発注 金額

1 1. 納入場所

名称：公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部

住所：東京都港区六本木3丁目16番33号青葉六本木ビル7階

1 2. 本件問い合わせ先：

貿易経済部（担当：鳴海、門田、小野、皆川）

Tel: 03-5573-2607 Email: bokei-k1@k1.koryu.or.jp

以上